

手続きの流れ

【講座受講前】

事前相談	必ず事前相談が必要となります。
↓	対象講座の受講の必要性の確認と、支給要件や対象講座、必要書類などについて説明します。
↓	
↓	
↓	
対象講座指定申請	受講の 14 日前までをめぐに必要書類をそろえて、対象講座指定申請をしてください。ハローワークで教育訓練給付金支給要件回答書を申請して提出してください。
↓	※通信制の場合は、教育訓練の講座発送予定日、通学生の場合は、通学初日を受講開始日とします。
↓	
↓	
↓	
↓	
対象講座指定	申請書を審査し、対象講座指定通知書を送付します。
↓	教育訓練経費の領収書は、給付金申請の際に必要なになりますので保管しておいてください。
↓	
↓	
講座受講	指定を受けた講座を受講してください。
	※雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格が無い方で、専門実践教育訓練を受講される方は、6 ヶ月ごとの受講証明書の提出があれば 6 ヶ月ごとの支給が、可能です。

【講座修了後】

給付金支給申請	対象講座の受講終了日から起算して 30 日以内に、必要書類をそろえて、支給申請をしてください。
↓	※雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある方は、ハローワークで教育訓練給付金の支給申請を行い、支給額が確定した日から起算して 30 日以内に申請してください。
↓	
↓	
↓	
↓	
↓	
給付金支給決定	申請書類を審査し、給付金支給決定通知書を送付します。
↓	
↓	
給付金支給	給付金を指定の金融機関に振り込みます。

就職後【追加支給】

追加支給申請	対象講座修了後、資格を取得し、講座修了後 1 年以内に就職した場合申請が可能です。就職した日から 30 日以内に必要書類をそろえて追加支給申請をしてください。
--------	---